

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第81期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社沖縄銀行

【英訳名】 The Bank of Okinawa, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 玉城 義昭

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

【電話番号】 098(867)2141(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画本部長 西平 典明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲1丁目9番8号 ヤエスメッグビル  
株式会社沖縄銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3270)0313

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 與那原 信祐

【縦覧に供する場所】 株式会社沖縄銀行 東京支店  
(東京都中央区八重洲1丁目9番8号)  
株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人 福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,738	27,559	25,271	54,609	54,229
うち連結信託報酬	百万円	171	175	238	321	326
連結経常利益	百万円	6,687	6,256	5,367	15,019	11,203
連結中間純利益	百万円	4,315	3,292	3,483	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	9,567	5,833
連結中間包括利益	百万円	—	3,345	3,115	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	4,675
連結純資産額	百万円	106,650	113,598	116,257	111,378	114,250
連結総資産額	百万円	1,610,625	1,690,524	1,850,505	1,610,665	1,743,642
1株当たり純資産額	円	4,947.26	5,330.92	5,471.42	5,195.69	5,345.37
1株当たり中間純利益金額	円	204.17	157.37	168.32	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	454.19	279.82
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	157.33	168.14	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	279.67
自己資本比率	%	6.47	6.55	6.09	6.75	6.36
連結自己資本比率(国内基準)	%	12.02	13.21	13.48	12.76	13.24
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	83,447	78,355	68,412	118,942	102,896
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△76,637	△73,337	△70,005	△115,522	△97,750
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,135	△1,169	△1,180	△2,330	△1,846
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	38,749	37,986	34,636	34,183	37,438
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,387 [533]	1,373 [554]	1,380 [568]	1,353 [525]	1,354 [562]
信託財産額	百万円	19,884	31,871	50,823	27,109	53,223

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成21年度以前の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。
8. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第79期中	第80期中	第81期中	第79期	第80期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	19,558	20,595	18,592	39,757	40,318
うち信託報酬	百万円	171	175	238	321	326
経常利益	百万円	5,941	5,495	4,394	13,329	9,519
中間純利益	百万円	3,891	2,975	3,185	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	8,595	5,050
資本金	百万円	22,725	22,725	22,725	22,725	22,725
発行済株式総数	千株	21,815	21,400	21,400	21,815	21,400
純資産額	百万円	101,874	107,535	108,946	105,781	107,365
総資産額	百万円	1,597,655	1,672,761	1,834,992	1,595,354	1,726,148
預金残高	百万円	1,442,342	1,508,577	1,649,693	1,436,822	1,539,640
貸出金残高	百万円	1,125,435	1,112,557	1,126,676	1,138,622	1,141,175
有価証券残高	百万円	312,409	425,664	513,775	353,597	446,605
1株当たり中間純利益金額	円	184.10	142.25	153.91	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	408.05	242.27
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	142.21	153.76	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	242.14
1株当たり配当額	円	32.50	32.50	32.50	65.00	65.00
自己資本比率	%	6.37	6.42	5.93	6.63	6.21
単体自己資本比率(国内基準)	%	11.66	12.80	12.84	12.39	12.73
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,076 [418]	1,074 [442]	1,090 [457]	1,053 [412]	1,063 [452]
信託財産額	百万円	19,884	31,871	50,823	27,109	53,223
信託勘定貸出金残高	百万円	10,737	8,825	7,240	9,870	8,152

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 第79期(平成22年3月)以前の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。  
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
5. 第79期中(平成21年9月)及び第80期中(平成22年9月)の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の国内景況は、東日本大震災後の回復に向けたサプライチェーンの立て直しなどを背景に生産活動や輸出動向が持ち直しつつあり、個人消費も低調ながら底堅さがみられる一方で、原油の高騰や円高の影響による企業収益の低迷に加え、欧州経済の先行き不透明感から、景気下振れによる景況悪化を懸念する動きが見られました。

このような中、県内景況は、個人消費関連において、スーパー・百貨店売上高は共に前年同期を上回りましたが、耐久消費財である家電卸出荷額及び新車登録台数は、エコポイント制度や補助金制度の終了により前年同期を下回りました。

建設関連では、公共工事請負金額は県や市町村の大型案件工事の減少により前年同期を下回りましたが、新設住宅着工戸数は大型分譲マンション建設の増加等により前年同期を上回りました。

観光関連では、東日本大震災の影響等による観光需要の低迷から入域観光客数が前年同期を下回り、ホテル稼働率及び観光施設入場者数も前年同期を下回りました。

このような環境のもと、当グループは、「中期経営計画2011～2012」に定めた経営戦略に基づく各施策の着実な実行により顧客サービスの充実と業績の向上に努めました結果、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

預金は、「春の当たルンバキャンペーン」、「Let'sスマイルキャンペーン」、「おきぎん美ら島支店定期預金キャンペーンⅡ」等を主力商品として個人預金の増強に努めたほか、法人預金についても継続して「SR（ストロングリレーション）活動」に注力し、資金トレースに努めた結果、当第2四半期連結累計期間末残高は、銀行・信託勘定合計で前連結会計年度末比1,068億円増加の1兆6,898億円となりました。

貸出金は、住宅ローンを中心とした個人向けローンが増加する一方で、運転資金や設備資金の需要低迷により事業性貸出が減少した結果、当第2四半期連結累計期間末残高は、銀行・信託勘定合計で前連結会計年度末比161億円減少の1兆1,253億円となりました。

有価証券は、国債、地方債など公共債を中心に投資を行い、資金の効率的な運用と安定収益の確保に努めた結果、当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比671億円増加の5,130億円となりました。

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金が減少したことに加え、有価証券売却益の減少により、前第2四半期連結累計期間比22億88百万円減少の252億71百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権処理額及び有価証券損失の減少により、前第2四半期連結累計期間比13億99百万円減少の199億4百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比8億89百万円減少の53億67百万円となりました。また、四半期純利益は、法人税等の減少により、前第2四半期連結累計期間比1億91百万円増加の34億83百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は130億円、信託報酬2億円、役務取引等収支は11億円、その他業務収支は16億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	(△90) 13,357	(90) 184	△243	13,785
	当第2四半期連結累計期間	(△23) 12,591	(23) 179	△255	13,027
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	(-) 15,860	(90) 321	△84	16,175
	当第2四半期連結累計期間	(-) 15,427	(23) 235	△131	15,772
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	(90) 2,502	(-) 137	158	2,390
	当第2四半期連結累計期間	(23) 2,835	(-) 55	123	2,744
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	175	-	-	175
	当第2四半期連結累計期間	238	-	-	238
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,369	28	239	1,158
	当第2四半期連結累計期間	1,353	28	251	1,130
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,510	35	664	1,881
	当第2四半期連結累計期間	2,528	36	655	1,909
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,140	7	425	722
	当第2四半期連結累計期間	1,175	8	403	779
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	3,971	112	831	3,251
	当第2四半期連結累計期間	2,024	429	799	1,654
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	9,794	114	1,160	8,749
	当第2四半期連結累計期間	7,539	429	1,146	6,822
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	5,823	2	328	5,497
	当第2四半期連結累計期間	5,515	-	347	5,167

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「相殺消去額(△)」は、連結会社間の資金貸借取引等について相殺消去した金額を記載しております。
3. ( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であり、合計には含めておりません。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は19億円、役務取引等費用は7億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,510	35	664	1,881
	当第2四半期連結累計期間	2,528	36	655	1,909
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	470	—	2	468
	当第2四半期連結累計期間	491	—	1	490
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	707	34	8	732
	当第2四半期連結累計期間	700	35	8	727
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	153	—	—	153
	当第2四半期連結累計期間	166	—	—	166
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	454	—	23	430
	当第2四半期連結累計期間	470	—	18	451
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	16	—	0	16
	当第2四半期連結累計期間	17	—	0	17
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	683	1	630	54
	当第2四半期連結累計期間	675	1	626	49
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,140	7	425	722
	当第2四半期連結累計期間	1,175	8	403	779
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	110	7	—	118
	当第2四半期連結累計期間	110	8	—	118

(注) 「相殺消去額(△)」は、連結会社間の役務取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,470,822	37,755	9,588	1,498,989
	当第2四半期連結会計期間	1,627,359	22,334	10,634	1,639,059
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	715,619	—	1,248	714,371
	当第2四半期連結会計期間	768,265	—	1,494	766,771
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	741,656	—	8,340	733,316
	当第2四半期連結会計期間	844,426	—	9,140	835,286
うちその他	前第2四半期連結会計期間	13,546	37,755	—	51,301
	当第2四半期連結会計期間	14,666	22,334	—	37,001

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 3. 「相殺消去額(△)」は、連結会社間の預金取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門				
製造業	38,535	3.49	38,335	3.43
農業、林業	823	0.07	422	0.04
漁業	549	0.05	562	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	2,589	0.24	2,539	0.23
建設業	51,168	4.64	49,477	4.42
電気・ガス・熱供給・水道業	3,434	0.31	5,238	0.47
情報通信業	9,280	0.84	9,333	0.83
運輸業、郵便業	16,949	1.54	16,696	1.49
卸売業、小売業	123,444	11.19	112,634	10.07
金融業、保険業	11,564	1.05	16,406	1.47
不動産業、物品賃貸業	186,592	16.91	201,336	18.01
各種サービス業	134,215	12.16	123,403	11.04
地方公共団体	106,668	9.67	103,469	9.25
その他	417,550	37.84	438,255	39.20
合計	1,103,366	100.00	1,118,112	100.00

(注) 国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分については、該当事項ありません。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行1社です。

① 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	8,152	15.32	7,240	14.25
その他債権	6	0.01	8	0.01
銀行勘定貸	45,063	84.67	43,574	85.74
合計	53,223	100.00	50,823	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	53,223	100.00	50,823	100.00
合計	53,223	100.00	50,823	100.00

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	260	2.95	179	2.48
農業, 林業	3	0.04	2	0.03
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	224	2.55	166	2.30
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	24	0.28	23	0.33
運輸業, 郵便業	32	0.37	34	0.48
卸売業, 小売業	1,079	12.23	977	13.50
金融業, 保険業	11	0.13	—	—
不動産業, 物品賃貸業	3,631	41.15	2,881	39.79
各種サービス業	1,259	14.26	975	13.47
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,297	26.04	1,999	27.62
合計	8,825	100.00	7,240	100.00

③ 元本補填契約のある信託の運用/受入状況

科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
貸出金	8,152	7,240
その他	45,070	43,582
資産計	53,223	50,823
元本	53,169	50,768
債権償却準備金	21	19
その他	32	36
負債計	53,223	50,823

(注) リスク管理債権の状況

前連結会計年度

貸出金8,152百万円のうち、破綻先債権額は23百万円、延滞債権額は569百万円、3ヵ月以上延滞債権額は63百万円、貸出条件緩和債権額は10百万円であります。また、これらの債権額の合計額は667百万円であります。

当中間連結会計期間

貸出金7,240百万円のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は502百万円、3ヵ月以上延滞債権額は6百万円、貸出条件緩和債権額は9百万円であります。また、これらの債権額の合計額は520百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	2
危険債権	1	2
要管理債権	0	0
正常債権	83	67

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。

銀行業は、経常収益185億92百万円（前第2四半期連結累計期間比20億2百万円減少）、セグメント利益43億94百万円（前第2四半期連結累計期間比11億円減少）となりました。

リース業は、経常収益57億19百万円（前第2四半期連結累計期間比3億18百万円減少）、セグメント利益2億48百万円（前第2四半期連結累計期間比2百万円減少）となりました。

その他は、経常収益23億74百万円（前第2四半期連結累計期間比2億71百万円減少）、セグメント利益7億20百万円（前第2四半期連結累計期間比2億5百万円増加）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### ① 現金及び現金同等物の増減状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、346億36百万円（前第2四半期連結会計期間末比33億50百万円減少）となりました。

### ② 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、684億12百万円（前第2四半期連結累計期間比99億42百万円減少）となりました。これは、主として、コールローン等の増加による支出590億81百万円があったものの、預金の増加による収入1,092億26百万円があったことによるものです。

### ③ 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果使用した資金は、700億5百万円（前第2四半期連結累計期間比33億31百万円減少）となりました。これは、主として、有価証券の売却による収入974億81百万円や有価証券の償還による収入475億4百万円があったものの、有価証券の取得による支出2,148億51百万円があったことによるものです。

### ④ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果使用した資金は、11億80百万円（前第2四半期連結累計期間比11百万円増加）となりました。これは、主として、配当金の支払による支出6億75百万円や自己株式の取得による支出4億99百万円があったことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題は新たに発生しておらず、重要な変更もありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項なし

## (単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	16,535	14,207	△2,327
うち信託報酬	175	238	62
うち信託勘定不良債権処理額	—	19	19
貸出金償却	—	19	19
経費(除く臨時処理分)	9,275	9,598	323
人件費	4,582	4,761	178
物件費	4,105	4,272	167
税金	587	564	△23
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,260	4,609	△2,650
一般貸倒引当金繰入額	△234	△469	△234
業務純益	7,494	5,078	△2,416
信託勘定償却前業務純益	7,494	5,098	△2,396
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,260	4,628	△2,631
うち債券関係損益	2,068	473	△1,594
臨時損益	△1,999	△684	1,315
株式等関係損益	△946	△268	678
銀行勘定不良債権処理額	670	587	△83
貸出金償却	59	109	50
個別貸倒引当金繰入額	611	477	△134
償却債権取立益	—	114	114
信託元本補填引当金戻入益	—	43	43
その他臨時損益	△382	13	395
経常利益	5,495	4,394	△1,100
特別損益	△102	△5	97
固定資産処分損益	△34	△4	29
償却債権取立益	107	—	△107
信託元本補填引当金戻入益	46	—	△46
減損損失	0	0	△0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	221	—	△221
税引前中間純利益	5,392	4,389	△1,002
法人税、住民税及び事業税	2,625	1,486	△1,138
法人税等調整額	△208	△282	△73
法人税等合計	2,416	1,204	△1,212
中間純利益	2,975	3,185	209

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋(役務取引等収支＋信託報酬)＋その他業務収支  
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額  
3. 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理額  
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職金支払額(臨時費用処理分)等を加えたものであります。  
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却  
7. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.00	1.77	△0.23
(イ)貸出金利回	2.50	2.45	△0.05
(ロ)有価証券利回	0.85	0.59	△0.26
(2) 資金調達原価 ②	1.50	1.44	△0.06
(イ)預金等利回	0.28	0.29	0.01
(ロ)外部負債利回	—	0.09	0.09
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.50	0.33	△0.17

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3. ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.57	8.50	△5.07
業務純益ベース (信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	13.57	8.54	△5.03
業務純益ベース	14.01	9.37	△4.64
中間純利益ベース	5.56	5.87	0.31

(注) 分母となる株主資本平均残高は(期首純資産の部+中間期末純資産の部)÷2を使用しております。なお、純資産の部合計は新株予約権を除いております。

## 4. 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 銀行勘定

#### ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,508,577	1,649,693	141,116
預金(平残)	1,462,376	1,609,043	146,666
貸出金(末残)	1,112,557	1,126,676	14,119
貸出金(平残)	1,097,970	1,108,372	10,402

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	947,924	1,032,231	84,307
法人	403,868	435,513	31,645
合計	1,351,792	1,467,745	115,952

(注) 譲渡性預金を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	428,581	452,105	23,524
住宅ローン残高	372,404	393,851	21,446
その他ローン残高	56,176	58,254	2,077

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	929,211	945,303	16,092
総貸出金残高	②	百万円	1,112,557	1,126,676	14,119
中小企業等貸出金比率	①/②	%	83.52	83.90	0.38
中小企業等貸出先件数	③	件	110,395	111,852	1,457
総貸出先件数	④	件	110,512	111,981	1,469
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.89	99.88	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

(2) 信託勘定

① 元本補填契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	未残	31,816	50,768	18,951
		平残	31,284	52,152	20,867
貸出金	金銭信託	未残	8,825	7,240	△1,584
		平残	9,438	7,674	△1,764

② 元本補填契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	27,283	46,297	19,013
法人	4,533	4,471	△62
合計	31,816	50,768	18,951

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,253	1,974	△279
住宅ローン残高	1,113	878	△234
その他ローン残高	1,140	1,095	△44

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	8,760	7,145	△1,614
総貸出金残高	②	百万円	8,825	7,240	△1,584
中小企業等貸出金比率	①/②	%	99.26	98.68	△0.58
中小企業等貸出先件数	③	件	507	461	△46
総貸出先件数	④	件	509	464	△45
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.60	99.35	△0.25

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	33	190	42	206
信用状	51	134	35	187
保証	325	12,134	307	10,892
計	409	12,459	384	11,285

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	22,725	22,725
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	17,629	17,629
	利益剰余金	66,853	71,524
	自己株式(△)	2,194	2,683
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	675	670
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	43	105
	連結子法人等の少数株主持分	2,796	3,280
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	107,178	111,912
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,179	1,179
	一般貸倒引当金	5,304	5,397
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	6,484	6,577	
うち自己資本への算入額 (B)	6,484	6,577	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,542	2,042
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	112,119	116,446
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	776,684	793,791
	オフ・バランス取引等項目	10,206	8,926
	信用リスク・アセットの額 (E)	786,890	802,718
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	61,830	60,951
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,946	4,876
計 (E)+(F) (H)	848,721	863,669	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		13.21	13.48
(参考) Tier 1比率 = A/H×100(%)		12.62	12.95

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	22,725	22,725
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	17,623	17,623
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,535	9,535
	その他利益剰余金	54,057	57,964
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,194	2,683
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	675	670
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	43	105
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	101,115	104,601
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,179	1,179
	一般貸倒引当金	4,559	4,098
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	5,739	5,277
うち自己資本への算入額 (B)	5,739	5,277	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,542	2,042
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	105,311	107,835
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	757,487	776,502
	オフ・バランス取引等項目	10,206	8,899
	信用リスク・アセットの額 (E)	767,693	785,402
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	54,868	53,876
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,389	4,310
	計 (E)+(F) (H)	822,562	839,278
単体自己資本比率（国内基準）= D/H×100(%)		12.80	12.84
(参考) Tier1比率=A/H×100(%)		12.29	12.46

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87	99
危険債権	95	69
要管理債権	18	14
正常債権	11,062	11,209

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000,000
計	44,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,400,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式で、単元株式数は 100株であります。
計	21,400,000	同左	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年8月4日
新株予約権の数	2,213個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,130株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日から平成53年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,265円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、割当日後に当行が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

C. 相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

- A. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（注3）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- B. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年9月30日	—	21,400	—	22,725,184	—	17,623,581

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,431	6.68
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	753	3.51
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	733	3.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	696	3.25
THE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	C/O SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INC, 780 THIRD AVENUE, 42ND FLOOR, NEW YORK, NEW YORK 10017, USA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	676	3.16
沖縄銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	660	3.08
沖縄土地住宅株式会社	沖縄県那覇市泉崎1丁目21番13号	591	2.76
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	494	2.30
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	456	2.13
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	412	1.92
計	—	6,905	32.26

(注) 上記のほか当行所有の自己株式770千株(3.60%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 770,600	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,536,400	205,364	同上
単元未満株式	普通株式 93,000	—	—
発行済株式総数	21,400,000	—	—
総株主の議決権	—	205,364	—

(注) 1. 「単元未満株式」の株式数には、当行所有の自己株式が81株含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、議決権の数には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地 3丁目10番1号	770,600	—	770,600	3.60
計	—	770,600	—	770,600	3.60

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	37,648	34,866
コールローン及び買入手形	68,983	128,044
買入金銭債権	223	243
有価証券	※6, ※10 445,893	※6, ※10 513,091
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,133,325	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,118,112
外国為替	※5 2,824	※5 2,719
リース債権及びリース投資資産	※6 17,166	※6 16,131
その他資産	※6 15,158	※6 15,323
有形固定資産	※8, ※9 18,399	※8, ※9 17,961
無形固定資産	1,231	1,092
繰延税金資産	4,365	4,814
支払承諾見返	11,940	11,285
貸倒引当金	△13,518	△13,183
資産の部合計	1,743,642	1,850,505
<b>負債の部</b>		
預金	※6 1,529,833	※6 1,639,059
借入金	※6 13,775	※6 12,537
外国為替	60	14
信託勘定借	45,063	43,574
その他負債	20,141	19,213
賞与引当金	688	705
役員賞与引当金	29	13
退職給付引当金	5,772	5,789
役員退職慰労引当金	27	17
信託元本補填引当金	153	110
利息返還損失引当金	171	191
睡眠預金払戻損失引当金	54	54
繰延税金負債	—	0
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,679	※8 1,679
支払承諾	11,940	11,285
負債の部合計	1,629,391	1,734,247
<b>純資産の部</b>		
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,629	17,629
利益剰余金	68,719	71,524
自己株式	△2,196	△2,683
株主資本合計	106,878	109,196
その他有価証券評価差額金	3,224	2,733
繰延ヘッジ損益	10	△0
土地再評価差額金	※8 942	※8 941
その他の包括利益累計額合計	4,177	3,675
新株予約権	43	105
少数株主持分	3,151	3,280
純資産の部合計	114,250	116,257
負債及び純資産の部合計	1,743,642	1,850,505

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	27,559	25,271
資金運用収益	16,175	15,772
(うち貸出金利息)	14,248	14,061
(うち有価証券利息配当金)	1,805	1,595
信託報酬	175	238
役務取引等収益	1,881	1,909
その他業務収益	8,749	6,822
その他経常収益	※1 577	※1 528
経常費用	21,303	19,904
資金調達費用	2,390	2,744
(うち預金利息)	2,118	2,351
役務取引等費用	722	779
その他業務費用	5,497	5,167
営業経費	9,965	10,307
その他経常費用	※2 2,728	※2 904
経常利益	6,256	5,367
特別利益	177	—
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	130	—
信託元本補填引当金戻入益	46	—
特別損失	260	6
固定資産処分損	38	5
減損損失	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	221	—
税金等調整前中間純利益	6,173	5,360
法人税、住民税及び事業税	2,906	1,858
法人税等調整額	△185	△115
法人税等合計	2,720	1,742
少数株主損益調整前中間純利益	3,452	3,617
少数株主利益	160	134
中間純利益	3,292	3,483

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,452	3,617
その他の包括利益	△106	△502
その他有価証券評価差額金	△121	△491
繰延ヘッジ損益	15	△10
土地再評価差額金	—	△0
中間包括利益	3,345	3,115
親会社株主に係る中間包括利益	3,187	2,980
少数株主に係る中間包括利益	158	134

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	22,725	22,725
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	22,725	22,725
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	17,630	17,629
当中間期変動額		
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	17,629	17,629
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	65,704	68,719
当中間期変動額		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	3,292	3,483
自己株式の消却	△1,463	—
自己株式の処分	—	△3
土地再評価差額金の取崩	—	0
当中間期変動額合計	1,148	2,805
当中間期末残高	66,853	71,524
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△3,177	△2,196
当中間期変動額		
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	12
自己株式の消却	1,463	—
当中間期変動額合計	983	△486
当中間期末残高	△2,194	△2,683
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	102,882	106,878
当中間期変動額		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	3,292	3,483
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	9
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	0
当中間期変動額合計	2,131	2,318
当中間期末残高	105,013	109,196

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,899	3,224
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△120	△491
当中間期変動額合計	△120	△491
当中間期末残高	4,778	2,733
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	8	10
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15	△10
当中間期変動額合計	15	△10
当中間期末残高	23	△0
土地再評価差額金		
当期首残高	942	942
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中間期末残高	942	941
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,849	4,177
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△105	△502
当中間期変動額合計	△105	△502
当中間期末残高	5,744	3,675
新株予約権		
当期首残高	—	43
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43	62
当中間期変動額合計	43	62
当中間期末残高	43	105
少数株主持分		
当期首残高	2,646	3,151
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	150	128
当中間期変動額合計	150	128
当中間期末残高	2,796	3,280

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
純資産合計		
当期首残高	111,378	114,250
当中間期変動額		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	3,292	3,483
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	9
土地再評価差額金の取崩	—	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	88	△311
当中間期変動額合計	2,219	2,007
当中間期末残高	113,598	116,257

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	6,173	5,360
減価償却費	824	804
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減(△)	△522	△335
賞与引当金の増減額(△は減少)	19	16
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	11	△16
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△71	17
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△267	△9
信託元本補填引当金の増減(△)	△46	△43
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	50	19
資金運用収益	△16,175	△15,772
資金調達費用	2,390	2,744
有価証券関係損益(△)	△1,122	△205
固定資産処分損益(△は益)	37	5
貸出金の純増(△)減	22,532	15,213
預金の純増減(△)	72,852	109,226
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	422	△1,237
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	—	△20
コールローン等の純増(△)減	△26,456	△59,081
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,257	104
外国為替(負債)の純増減(△)	△9	△45
信託勘定借の純増減(△)	5,804	△1,489
資金運用による収入	16,747	16,320
資金調達による支出	△1,732	△2,433
その他	2,331	1,519
小計	82,537	70,664
法人税等の支払額	△4,182	△2,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,355	68,412
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△389,104	△214,851
有価証券の売却による収入	309,394	97,481
有価証券の償還による収入	6,645	47,504
金銭の信託の増加による支出	△600	△600
金銭の信託の減少による収入	600	600
有形固定資産の取得による支出	△194	△131
有形固定資産の売却による収入	91	94
無形固定資産の取得による支出	△170	△103
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,337	△70,005

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△680	△675
少数株主への配当金の支払額	△8	△5
自己株式の取得による支出	△480	△499
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,169	△1,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	△45	△29
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,803	△2,802
現金及び現金同等物の期首残高	34,183	37,438
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 37,986	※1 34,636

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 18社 おきぎんビジネスサービス株式会社 おきぎん総合管理株式会社 株式会社おきぎん経済研究所 おきぎん保証株式会社 株式会社おきぎんエス・ピー・オー 株式会社おきぎんジェーシービー 株式会社おきぎんリース その他(匿名組合11社) 当中間連結会計期間において、匿名組合2社が清算により減少しました。
(2) 非連結子会社 該当事項なし

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当事項なし
(2) 持分法適用の関連会社 該当事項なし
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当事項なし
(4) 持分法非適用の関連会社 該当事項なし

3. 連結子会社の間接決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。 9月末日 18社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：5年～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,829百万円（前連結会計年度末は3,654百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 信託元本補填引当金の計上基準

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還請求の損失に備えるため、過去の返還実績率等を勘案して計算した当中間連結会計期間末における損失発生見込額を計上しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備え、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(14) リース取引の処理方法 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額をリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。</p>
<p>(15) リース業務の収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金等であります。</p>
<p>(18) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」、「償却債権取立益」及び「信託元本補填引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,882百万円、延滞債権額は16,152百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は637百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,052百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,183百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">73,566百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">10,469百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">3,449百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">7,517百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">13,775百万円</td> </tr> </table>	有価証券	73,566百万円	リース投資資産	10,469百万円	その他資産	3,449百万円	預金	7,517百万円	借入金	13,775百万円	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,823百万円、延滞債権額は15,882百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は384百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,021百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,111百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,366百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">67,915百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">9,189百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">2,969百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">9,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">12,537百万円</td> </tr> </table>	有価証券	67,915百万円	リース投資資産	9,189百万円	その他資産	2,969百万円	預金	9,451百万円	借入金	12,537百万円
有価証券	73,566百万円																				
リース投資資産	10,469百万円																				
その他資産	3,449百万円																				
預金	7,517百万円																				
借入金	13,775百万円																				
有価証券	67,915百万円																				
リース投資資産	9,189百万円																				
その他資産	2,969百万円																				
預金	9,451百万円																				
借入金	12,537百万円																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券49,686百万円、連結子会社の借入金の担保として、未経過リース契約債権738百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は431百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、165,950百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが89,431百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が行い申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が85,082百万円あります。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,534百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,368百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は150百万円であります。</p> <p>11. 当行の受託する元本補填契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託53,169百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券49,330百万円、連結子会社の借入金の担保として、未経過リース契約債権593百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は445百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、171,887百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが94,138百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が行い申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が98,462百万円あります。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,603百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,827百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は150百万円であります。</p> <p>11. 当行の受託する元本補填契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託50,768百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益375百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、償却債権取立益137百万円を含んでおります。
※2. その他経常費用には、株式等売却損676百万円、株式等償却646百万円、貸出金償却406百万円及び貸倒引当金繰入額264百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却328百万円、株式等売却損256百万円及び株式等償却103百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,815	—	415	21,400	(注) 1
合計	21,815	—	415	21,400	
自己株式					
普通株式	888	150	415	623	(注) 2
合計	888	150	415	623	

(注) 1. 減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 増加は、市場買付150千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	43	
合計			—	—	—	43	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	680	32.50	平成22年3月31日	平成22年6月21日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	675	利益剰余金	32.50	平成22年9月30日	平成22年12月10日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,400	—	—	21,400	
合 計	21,400	—	—	21,400	
自己株式					
普通株式	623	150	3	770	(注)
合 計	623	150	3	770	

(注) 増加は、市場買付150千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—	—	—	105	
合計			—	—	—	105	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	675	32.50	平成23年3月31日	平成23年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日  
後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	670	利益剰余金	32.50	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 38,266	現金預け金勘定 34,866
定期預け金 △280	定期預け金 △230
現金及び現金同等物 37,986	現金及び現金同等物 34,636

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	22	20	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	22	20	—	1

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	19	19	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	19	19	—	0

②未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1 (0)	0
1年超	0 (-)	—
合計	1 (0)	0

(注) ( )内は内数で、転リース取引に係る金額であります。なお、当該取引は、概ね同一の条件で第三者にリースしております。

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	2	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	2	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	19,241	17,970
見積残存価額部分	280	242
受取利息相当額	△2,411	△2,131
合計	17,109	16,080

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年以内	6,509	6,227
1年超2年以内	5,142	4,830
2年超3年以内	3,608	3,449
3年超4年以内	2,411	2,124
4年超5年以内	1,085	949
5年超	484	388
合計	19,241	17,970

(注) 上記(1)及び(2)は、転リース取引に係る金額を除いて記載しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	37,648	37,648	—
(2) コールローン及び買入手形	68,983	68,983	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,413	14,639	226
その他有価証券	429,157	429,157	—
(4) 貸出金	1,133,325		
貸倒引当金(*1)	△12,208		
	1,121,117	1,128,552	7,435
(5) リース債権及びリース投資資産(*2)	17,132		
貸倒引当金(*1)	△137		
	16,994	16,709	△284
資産計	1,688,314	1,695,692	7,377
(1) 預金	1,529,833	1,535,924	6,090
(2) 信託勘定借	45,063	45,063	—
負債計	1,574,896	1,580,987	6,090

(\*1) 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) リース債権及びリース投資資産から無保証残存価額34百万円を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、基準価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,246百万円増加、「繰延税金資産」は1,689百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,556百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した価格を理論価格としており、当該価格は、国債の利回りから算出する将来価値にコンベクシティ調整及びゼロ・フロア・オプション調整を行い算出しております。なお、国債の利回り及び利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) リース債権及びリース投資資産

債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,024
② 組合出資金(*3)	298
合計	2,323

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,866	34,866	—
(2) コールローン及び買入手形	128,044	128,044	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,389	9,560	170
その他有価証券	501,433	501,433	—
(4) 貸出金	1,118,112		
貸倒引当金(*)	△11,746		
	1,106,365	1,113,146	6,780
資産計	1,780,100	1,787,051	6,950
(1) 預金	1,639,059	1,646,551	7,491
(2) 信託勘定借	43,574	43,574	—
負債計	1,682,634	1,690,125	7,491

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、基準価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,098百万円増加、「繰延税金資産」は835百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,263百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した価格を理論価格としており、当該価格は、国債の利回りから算出する将来価値にコンベクシティ調整及びゼロ・フロア・オプション調整を行い算出しております。なお、国債の利回り及び利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、

当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,062
② 組合出資金(*3)	205
合計	2,267

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

## I 前連結会計年度

### 1. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	5,911	6,079	167
	社債	7,501	7,563	62
	小計	13,413	13,642	229
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	1,000	997	△2
	外国債券	1,000	997	△2
	小計	1,000	997	△2
合計		14,413	14,639	226

### 2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	6,950	4,641	2,308
	債券	239,792	234,109	5,682
	国債	158,306	153,360	4,946
	地方債	69,219	68,636	583
	社債	12,266	12,112	153
	その他	9,511	9,370	141
	外国債券	9,066	8,958	108
	その他の有価証券	445	411	33
	小計	256,255	248,121	8,133
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	9,914	11,562	△1,647
	債券	152,392	153,139	△747
	国債	133,836	134,440	△604
	地方債	10,298	10,419	△120
	社債	8,257	8,279	△22
	その他	10,595	10,976	△381
	外国債券	7,935	8,108	△173
	その他の有価証券	2,660	2,867	△207
	小計	172,901	175,678	△2,776
合計		429,157	423,799	5,357

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式655百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「連結決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落したこと」としております。

## II 当中間連結会計期間

### 1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	地方債	5,382	5,527	144
	社債	3,007	3,045	37
	小計	8,389	8,572	182
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	その他	1,000	987	△12
	外国債券	1,000	987	△12
	小計	1,000	987	△12
合計		9,389	9,560	170

### 2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	5,869	3,881	1,987
	債券	421,609	416,076	5,533
	国債	306,935	302,772	4,163
	地方債	88,417	87,238	1,178
	社債	26,256	26,064	192
	その他	13,696	13,379	317
	外国債券	13,696	13,379	317
	小計	441,175	433,336	7,838
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	9,638	12,526	△2,887
	債券	45,866	45,868	△2
	国債	45,367	45,368	△1
	社債	499	500	△0
	その他	4,753	5,164	△410
	その他の有価証券	4,753	5,164	△410
	小計	60,258	63,559	△3,300
合計		501,433	496,895	4,538

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式99百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間連結決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落したこと」としております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)  
該当事項なし
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)  
該当事項なし

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)  
該当事項なし
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)  
該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

- その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)  
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,357
その他有価証券	5,357
(△)繰延税金負債	△2,124
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,232
(△)少数株主持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	3,224

II 当中間連結会計期間

- その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)  
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,538
その他有価証券	4,538
(△)繰延税金負債	△1,797
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,740
(△)少数株主持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	2,733

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	6,318	—	△47	△47
	買建	56	—	1	1
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△46	△46

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金融商品取引所取引につきましては、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨預金	17,379	—	△1,346
合計		—	—	—	△1,346

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし

## II 当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	3,683	—	160	160
	買建	1,470	—	△28	△28
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	131	131

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金融商品取引所取引につきましては、該当事項ありません。

- (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし
- (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし
- (5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし
- (2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨預金	7,301	—	0
合計		—	—	—	0

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、該当事項ありません。

- (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし
- (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）  
該当事項なし

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 43百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式16,290株
付与日	平成22年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月27日から平成52年7月26日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり2,656円

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 72百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式22,130株
付与日	平成23年8月5日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年8月6日から平成53年8月5日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり3,265円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とする金融サービスに係る事業を行っており、事業内容を基礎とした連結会社ごとの経営管理を行っております。

従いまして、当行グループは、連結会社別のセグメントから構成されており、全セグメントの経常収益の太宗を占める「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、国債等窓販業務及び信託業務等を行っております。「リース業」は、リース業務及びそれに関連する業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	20,417	5,797	26,215	1,344	27,559	—	27,559
セグメント間の内部経常収益	177	240	417	1,301	1,718	△1,718	—
計	20,595	6,037	26,632	2,645	29,278	△1,718	27,559
セグメント利益	5,495	251	5,746	515	6,261	△5	6,256
セグメント資産	1,672,761	28,156	1,700,917	16,526	1,717,444	△26,919	1,690,524
セグメント負債	1,565,226	26,185	1,591,411	10,997	1,602,408	△25,481	1,576,926
その他の項目							
減価償却費	630	186	817	7	824	—	824
資金運用収益	15,717	5	15,722	601	16,324	△148	16,175
資金調達費用	2,305	205	2,510	38	2,549	△158	2,390
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	321	34	355	9	365	—	365

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、信用保証業等であります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## II 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

### 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とする金融サービスに係る事業を行っており、事業内容を基礎とした連結会社ごとの経営管理を行っております。

従いまして、当行グループは、連結会社別のセグメントから構成されており、全セグメントの経常収益の太宗を占める「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、国債等窓販業務及び信託業務等を行っております。「リース業」は、リース業務及びそれに関連する業務を行っております。

### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

### 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	18,455	5,529	23,985	1,223	25,208	62	25,271
セグメント間の内部経常収益	137	189	327	1,151	1,478	△1,478	—
計	18,592	5,719	24,312	2,374	26,687	△1,415	25,271
セグメント利益	4,394	248	4,643	720	5,364	2	5,367
セグメント資産	1,834,992	24,489	1,859,482	17,411	1,876,893	△26,387	1,850,505
セグメント負債	1,726,046	22,205	1,748,252	10,946	1,759,198	△24,951	1,734,247
その他の項目							
減価償却費	650	145	796	8	804	—	804
資金運用収益	15,335	6	15,341	545	15,886	△114	15,772
資金調達費用	2,677	161	2,839	28	2,868	△123	2,744
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	183	45	229	5	234	—	234

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、信用保証業等であります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

### I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,248	4,299	5,791	3,220	27,559

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

#### 1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,061	2,254	5,524	3,430	25,271

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	5,345.37	5,471.42

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	114,250	116,257
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,194	3,385
新株予約権	百万円	43	105
少数株主持分	百万円	3,151	3,280
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	111,055	112,871
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	20,776	20,629

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	157.37	168.32
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,292	3,483
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,292	3,483
普通株式の期中平均株式数	千株	20,919	20,694
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	157.33	168.14
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	5	21
新株予約権	千株	5	21
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2 【その他】

該当事項なし

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	37,266	34,406
コールローン	68,983	128,044
買入金銭債権	223	243
有価証券	※1, ※7, ※11 446,605	※1, ※7, ※11 513,775
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,141,175	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,126,676
外国為替	※6 2,824	※6 2,719
その他資産	※7 4,787	※7 5,130
有形固定資産	※9, ※10 17,642	※9, ※10 17,311
無形固定資産	1,123	984
繰延税金資産	2,914	3,530
支払承諾見返	11,940	11,285
貸倒引当金	△9,338	△9,118
資産の部合計	1,726,148	1,834,992
<b>負債の部</b>		
預金	※7 1,539,640	※7 1,649,693
借入金	※7 700	※7 1,150
外国為替	60	14
信託勘定借	45,063	43,574
その他負債	13,283	12,260
未払法人税等	1,969	1,574
リース債務	890	790
資産除去債務	317	318
その他の負債	10,106	9,577
賞与引当金	567	583
役員賞与引当金	19	11
退職給付引当金	5,618	5,626
信託元本補填引当金	153	110
睡眠預金払戻損失引当金	54	54
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,679	※9 1,679
支払承諾	11,940	11,285
負債の部合計	1,618,782	1,726,046

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,623	17,623
資本準備金	17,623	17,623
利益剰余金	64,992	67,499
利益準備金	9,535	9,535
その他利益剰余金	55,457	57,964
別途積立金	51,720	52,920
繰越利益剰余金	3,736	5,044
自己株式	△2,196	△2,683
株主資本合計	103,145	105,165
その他有価証券評価差額金	3,224	2,733
繰延ヘッジ損益	10	△0
土地再評価差額金	※ <sup>9</sup> 942	※ <sup>9</sup> 941
評価・換算差額等合計	4,177	3,675
新株予約権	43	105
純資産の部合計	107,365	108,946
負債及び純資産の部合計	1,726,148	1,834,992

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	20,595	18,592
資金運用収益	15,717	15,335
(うち貸出金利息)	13,805	13,642
(うち有価証券利息配当金)	1,798	1,586
信託報酬	175	238
役務取引等収益	1,882	1,894
その他業務収益	2,233	668
その他経常収益	※1 586	※1 456
経常費用	15,099	14,197
資金調達費用	2,305	2,677
(うち預金利息)	2,134	2,367
役務取引等費用	1,118	1,157
その他業務費用	49	93
営業経費	※2 9,299	※2 9,603
その他経常費用	※3 2,326	※3 664
経常利益	5,495	4,394
特別利益	155	—
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	107	—
信託元本補填引当金戻入益	46	—
特別損失	258	5
固定資産処分損	35	4
減損損失	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	221	—
税引前中間純利益	5,392	4,389
法人税、住民税及び事業税	2,625	1,486
法人税等調整額	△208	△282
法人税等合計	2,416	1,204
中間純利益	2,975	3,185

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	22,725	22,725
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	22,725	22,725
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	17,623	17,623
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	17,623	17,623
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	0	—
当中間期変動額		
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	—	—
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	17,624	17,623
当中間期変動額		
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	17,623	17,623
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	9,535	9,535
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	9,535	9,535
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	44,520	51,720
当中間期変動額		
別途積立金の積立	7,200	1,200
当中間期変動額合計	7,200	1,200
当中間期末残高	51,720	52,920

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	8,704	3,736
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	2,975	3,185
別途積立金の積立	△7,200	△1,200
自己株式の処分	—	△3
自己株式の消却	△1,463	—
土地再評価差額金の取崩	—	0
当中間期変動額合計	△6,367	1,307
当中間期末残高	2,337	5,044
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	62,760	64,992
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	2,975	3,185
別途積立金の積立	—	—
自己株式の処分	—	△3
自己株式の消却	△1,463	—
土地再評価差額金の取崩	—	0
当中間期変動額合計	832	2,507
当中間期末残高	63,592	67,499
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△3,177	△2,196
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	12
自己株式の消却	1,463	—
当中間期変動額合計	983	△486
当中間期末残高	△2,194	△2,683
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	99,932	103,145
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	2,975	3,185
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	9
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	0
当中間期変動額合計	1,814	2,020
当中間期末残高	101,747	105,165

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,898	3,224
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△119	△491
当中間期変動額合計	△119	△491
当中間期末残高	4,778	2,733
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	8	10
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15	△10
当中間期変動額合計	15	△10
当中間期末残高	23	△0
土地再評価差額金		
当期首残高	942	942
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中間期末残高	942	941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,849	4,177
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△104	△502
当中間期変動額合計	△104	△502
当中間期末残高	5,744	3,675
新株予約権		
当期首残高	—	43
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43	62
当中間期変動額合計	43	62
当中間期末残高	43	105
純資産合計		
当期首残高	105,781	107,365
当中間期変動額		
剰余金の配当	△680	△675
中間純利益	2,975	3,185
自己株式の取得	△480	△499
自己株式の処分	—	9
土地再評価差額金の取崩	—	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△61	△439
当中間期変動額合計	1,753	1,580
当中間期末残高	107,535	108,946

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：15年～50年 その他：5年～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,611百万円（前事業年度末は2,357百万円）であります。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(5) 信託元本補填引当金 信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備え、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」及び「信託元本補填引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)																				
<p>※1. 関係会社の株式総額 1,329百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,843百万円、延滞債権額は15,054百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は637百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,914百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,183百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">73,566百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">7,517百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">700百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券49,686百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は410百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	73,566百万円	担保資産に対応する債務		預金	7,517百万円	借入金	700百万円	<p>※1. 関係会社の株式総額 1,329百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,715百万円、延滞債権額は14,900百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は384百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,021百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,021百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,366百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">67,915百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">9,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">1,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券49,330百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は423百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	67,915百万円	担保資産に対応する債務		預金	9,451百万円	借入金	1,150百万円
担保に供している資産																					
有価証券	73,566百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	7,517百万円																				
借入金	700百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	67,915百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	9,451百万円																				
借入金	1,150百万円																				

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,639百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが89,431百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が85,082百万円あります。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,534百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,098百万円</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は150百万円であります。</p> <p>12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託53,169百万円であります。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,783百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが94,138百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が98,462百万円あります。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,603百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,422百万円</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は150百万円であります。</p> <p>12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託50,768百万円であります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益375百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、償却債権取立益114百万円を含んでおります。
※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 400百万円 無形固定資産 229百万円	※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 431百万円 無形固定資産 219百万円
※3. その他経常費用には、株式等売却損676百万円、株式等償却646百万円及び貸倒引当金繰入額376百万円を含んでおります。	※3. その他経常費用には、株式等売却損256百万円、貸出金償却109百万円及び株式等償却103百万円を含んでおります。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

## I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	888	150	415	623	(注)
合計	888	150	415	623	

(注) 増加は、市場買付150千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は消却によるものであります。

## II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	623	150	3	770	(注)
合計	623	150	3	770	

(注) 増加は、市場買付150千株及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の権利行使によるものであります。

(リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

### (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ①リース資産の内容

前事業年度 (平成23年 3月31日)

##### (ア) 有形固定資産

主として、窓口用端末機、現金処理機であります。

##### (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

##### (ア) 有形固定資産

主として、窓口用端末機、現金処理機であります。

##### (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

#### ②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度 (平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,449	1,149	5	294
無形固定資産	144	116	—	27
合計	1,594	1,266	5	322

当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	1,022	823	5	193
無形固定資産	95	77	—	18
合計	1,118	900	5	211

#### ②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	236	212
1年超	127	29
合計	364	241

③リース資産減損勘定期末残高

前事業年度（平成23年3月31日）

リース資産減損勘定年度末残高 2百万円

当中間会計期間（平成23年9月30日）

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 1百万円

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	173	123
リース資産減損勘定の取崩額	0	0
減価償却費相当額	156	110
支払利息相当額	12	6
減損損失	—	—

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項なし

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	1,329
合計	1,329

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間（平成23年9月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項なし

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	1,329
合計	1,329

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	142.25	153.91
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,975	3,185
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,975	3,185
普通株式の期中平均株式数	千株	20,919	20,694
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	142.21	153.76
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	5	21
新株予約権	千株	5	21
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

#### 4 【その他】

##### (1) 中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第81期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	670百万円
1株当たりの中間配当金	32円50銭

##### (2) 中間信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	8,152	15.32	7,240	14.25
その他債権	6	0.01	8	0.01
銀行勘定貸	45,063	84.67	43,574	85.74
合計	53,223	100.00	50,823	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	53,223	100.00	50,823	100.00
合計	53,223	100.00	50,823	100.00

(注) 1. 元本補填契約のある信託の貸出金 前事業年度8,152百万円のうち、破綻先債権額は23百万円、延滞債権額は569百万円、3ヵ月以上延滞債権額は63百万円、貸出条件緩和債権額は10百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は667百万円であります。

2. 元本補填契約のある信託の貸出金 当中間会計期間7,240百万円のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は502百万円、3ヵ月以上延滞債権額は6百万円、貸出条件緩和債権額は9百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は520百万円であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手 塚 仙 夫 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 納 栄 太 郎 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手 塚 仙 夫 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 納 栄 太 郎 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年11月25日
<b>【会社名】</b>	株式会社沖縄銀行
<b>【英訳名】</b>	The Bank of Okinawa, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役頭取 玉城 義昭
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社沖縄銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲1丁目9番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取玉城義昭は、当行の第81期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。